

## 前金払・中間前金払制度について（お知らせ）

前金払制度は、資材の購入など建設工事の初期に必要な資金として請負金額の一部を着工当初に支払うことにより、公共工事の適正な施行の確保と受注業者及び下請け業者の資金の円滑化を目的とした制度です。

平成28年4月1日から桜井市の前金払・中間前金払制度については次のようになります。

### 前金払対象

請負金額が100万円以上で、公共工事の前金払保証事業に関する法律第2条第1項の規定において定める

- ・土木建築に関する工事
- ・土木建築に関する工事の設計
- ・土木建築に関する工事の調査
- ・土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を含む。
- ・測量

### 前払金の割合

- ・土木建築に関する工事・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・請負金額の4割以内
- ・土木建築に関する工事の設計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・請負金額の3割以内
- ・土木建築に関する工事の調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・請負金額の3割以内
- ・土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造  
・・請負金額の3割以内
- ・測量・・請負金額の3割以内

※端数処理しますので、担当者と協議の上金額を決定します

### 中間前払金の適用

対象工事・・・前払金を受けた建設工事の内、①工期の2分の1を経過していること、②工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき工事が終了していること、③既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当していること、①から③全てに該当する工事（設計、調査、機械類の製造、測量は対象外）

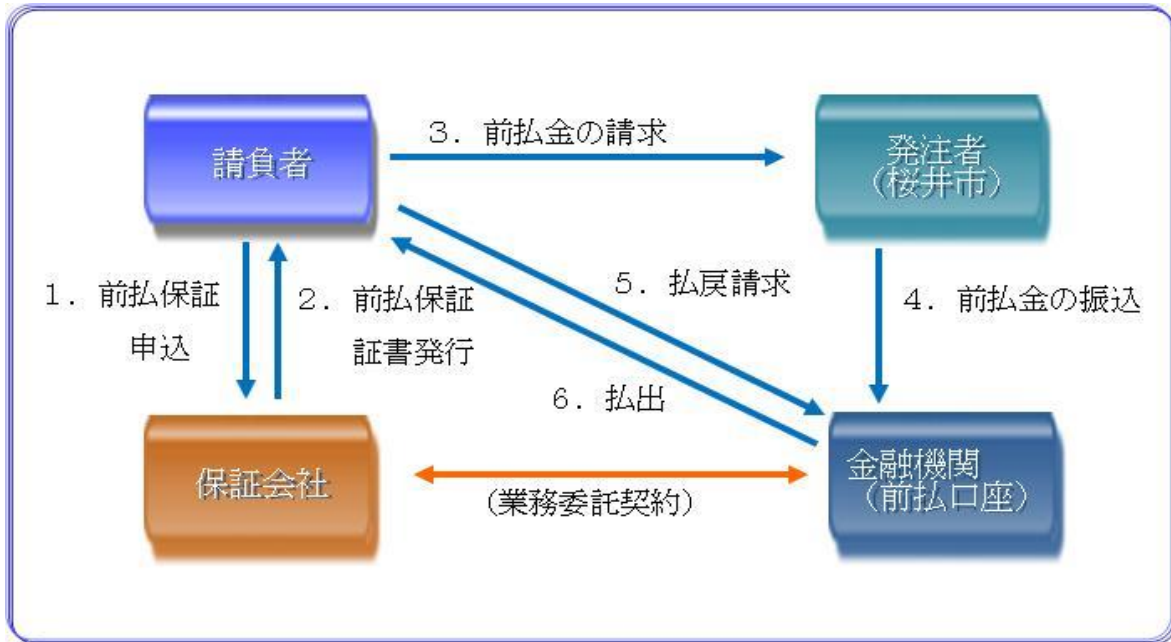
支払割合・・・請負金額の2割以内

### 前払金・中間前払金

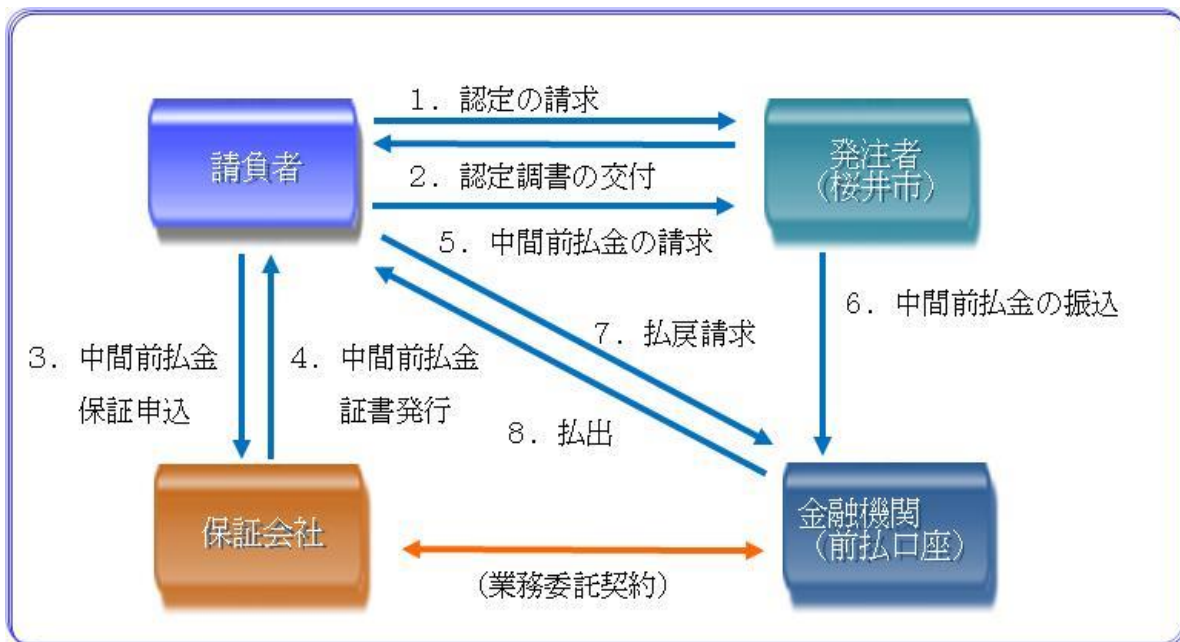
保証・・・・・・・・・・請求する時には保証事業会社の保証が必要です

使途・・・・・・・・・・当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃貸料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費

### 前払金請求手続の流れ



### 中間前払金請求手続の流れ



※①地域建設業経営強化融資制度の承諾を得た後は、前払金、中間前払金、部分払を請求することはできません。

※②部分払を受けた後は前払金・中間前払金を請求することはできません。

ただし、複数年度にまたがる工事の場合は、各会計年度での出来高予定額に対しての利用となりますので、翌会計年度では前会計年度の※②は適用されません。